

別表2 BELS住宅・共同住宅料金表(用途グループG4)

税別金額

(い)	(ろ)	(は)
一戸建て住宅 300㎡未満	単独申請	30,000
	建築物省エネ法に基づく外皮性能基準を用いた他制度との併願申請 設計住宅性能評価(5-1)・長期優良	15,000
	建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費性能を用いた他制度との併願申請 設計住宅性能評価(5-2)低炭素等	10,000
①+②(住戸) 共同住宅等 4戸以上の場合	① 基本料金	75,000
	② 住戸部分	2,000 × 住戸数
	③ 共用部	75,000
①+②+③(住棟) 共同住宅等	併願申請 設計住宅性能評価・長期優良住宅認定技術的 審査・低炭素認定技術的審査	共同住宅の審査料金の2 分の1の額とする ※6, 7

※ 表の適用に際しては、下記の場合は以下によることとする。

【一戸建て】 (い) 欄 一戸建て住宅 300㎡以上 個別見積

【共同住宅等】

※1 共同住宅等の単独審査において住戸の審査と建築物全体の審査の両方を行う場合の料金は、建築物全体の審査の額とする。

※2 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。
なお、この場合は※3の評価書発行事務手数料は加算しない。

※3 共同住宅等において、住戸の評価書を発行する場合は、住戸の審査の料金を評価書発行事務手数料として戸あたり2,000円(税別)を加算する。

※4 共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等の料金は一戸建ての住宅の料金を2を乗じた額とする。なお、この場合は※3の評価書発行事務手数料は加算しない。

※5 共同住宅等の建築物全体について、共用部の審査を行う必要がない場合(長屋、共用部省略等)は、共用部料金を加算しない。

【併願審査】

※6 併願審査の場合の料金適用は、別表2 記載の併願対象業務と同じ計算内容であって、同じ窓口と同時に提出される場合に限る。

※7 共同住宅等における併願審査について、共用部の審査を本業務の申請で初めて行う場合は、基本料金及び戸あたり料金にのみ2分の1を適用し、共用部料金は 別表2③共用部の手数料とする。

【計画変更】

- ※8 計画変更の評価料金は当初の申請で適用された料金(※3を除く)の2分の1の額とする。
ただし、次の場合はそれぞれ記載のとおり適用する。
- ①計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項のみの変更については、当初の申請で適用された料金(※3を除く)の2分の1又は10,000円(税別)のいずれか安い料金を適用する。
- ②共同住宅等(※2、※4を除く)の場合で、変更が一部住戸に限られる場合、当初の申請で適用された料金(※3を除く)の2分の1又は一住戸あたり10,000円(税別)を乗じた額のいずれか安い料金を適用する。
- ③共同住宅等において、当初の申請で住棟のみの評価を取得した場合で、新たに住戸の評価を追加する場合は、それぞれ次の料金を適用する。
- (1) 当初の申請における住戸及び共用部の評価から変更がない場合 ※3の料金を適用する。
(2) (1) 以外の場合は、計画変更の②を適用する。
- ④共同住宅等において、当初の申請ですべての住戸に係る評価を取得した場合で、新たに住棟の評価を追加する場合は、それぞれ次の料金を適用する。
- (1) 当初の申請における住戸の評価から変更がない場合 ※8①の料金を適用とする。
この時、共用部の審査を行う場合は、共用部料金として別表2③共用部の手数料を加算する。
(2) (1) 以外の場合は、計画変更の②を適用する。(共用部料金については④の(1)と同じとする。)
- ⑤直前の評価を他機関が行っている場合は、別表2記載の料金を適用する。

【その他】

- ※9 建築物の改修前の評価を行うための図書を当申請に含めて提出される場合は、別表2記載の各料金に当該料金の2分の1を加算した額とする。ただし、この場合は前後の評価対象範囲が同一であること。
- ※10 第10条第4項に定める再交付の料金は、評価書一通につき10,000円(税別)とする。
- ※11 第11条第1項に定めるプレート等を希望する場合は、発注事務手数料として、発注の都度2,000円(税別)を加算する。